

外国人住民に関する住民基本台帳制度の電話相談窓口を開設しています。

0570-066-630(ナビダイヤル)
03-6634-8325(IP電話、PHSからの通話の場合)

【名称】

総務省 外国人住民基本台帳電話相談窓口(外国人住基コールセンター)

【開設期間】

平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金) (土日祝日及び年末年始を除く。)

【お問い合わせ受付時間】

8:30～17:30

【業務形態】

高い顧客対応能力と情報処理のノウハウを持つ、電話対応専門業者に業務委託を行っています。なお、対応者は管理者とオペレーターを合わせて10名とし、日本語のほか、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語での対応を可能としています。

【回答可能な範囲について】

平成24年7月9日に施行された改正住民基本台帳法のうち、外国人住民の住民基本台帳制度に係る制度の概要に関するお問い合わせに対応いたします。(外国人住民の方の個別具体の住民票の記載等に係るお問い合わせにつきましては、当電話相談窓口からその方のお住まいの市区町村の連絡先をご案内させていただきます。)
また、市区町村における事務の取扱いに関するお問い合わせにも対応いたします。

【想定している利用者について】

外国人本人など住民の方からの制度概要に関するお問い合わせについて対応いたします。
また、外国人住民の住民基本台帳制度に関する業務に従事されている各都道府県及び市区町村職員の方からのお問い合わせについても同様に対応いたします。